

会津大学短期大学部動物実験規程

2019年10月25日制定

第1章 総則

(目的及び基本原則)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)その他関係法令等(以下「関係法令等」という。)に基づき、会津大学短期大学部(以下「本学」という。)における動物実験等に当たって執るべき措置について必要な事項を定め、もって本学における動物実験の適正な実施を図ることを目的とする。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減を図り、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 実験室 実験動物に実験操作(原則48時間以内の一時的保管を含む)を行う動物実験室をいう。

(4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。

(5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む)をいう。

(6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。

(7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

(8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

(9) 管理者 学長の命を受け、動物実験及び施設等を管理する者をいう。

(10) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有し、管理者を補佐して実験動物の管理を担当する者をいう。

(11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 ただし、短期大学部長は学長の責務を代行できる。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価及び外部検証に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第6条 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

(4) その他学長が特に必要と認めた者

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 第6条に掲げるものを委員とし、委員の互選により決定する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第9条 委員会は、出席委員数及び委任状の合計が委員数の3分の2以上をもって成立し、議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

- 2 委員が当該実験計画の実験従事者となっている場合は、その者を除く出席委員の過半数を持って決する。
- 3 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第10条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書(様式1)を学長に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときには、委員会の審査を経て、承認または非承認を決定し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第11条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、基本指針、飼養保管基準等に則するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）
 - ③適切な術後管理
 - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、科学的に危険な材料、病原体、遺伝子組み換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び別に定める規程等に従うこと。
- (4) 物理的、科学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実施経過及び結果の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画の実施期間が年度をまたぐ場合には、動物実験経過報告書（様式2）を作成し、委員会を通じ、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、動物実験計画の実施の経過について委員会に報告すること。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画を中止又は終了した場合は、動物実験（中止・終了）結果報告書（様式3）を作成し、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等の実施の結果について学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、動物実験計画の実施の結果について委員会に報告すること。
- 5 学長は、動物実験計画の実施の結果について委員会の助言を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。

第6章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第13条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書（様式4）を提出し、学長の承認を得なければならない。

(飼養保管施設の要件)

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者がおかれていること。

(実験室の設置)

第15条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む)する場合、管理者が動物実験室設置承認申請書(様式5)を提出し、学長の承認を得なければならない。

(実験室の要件)

第16条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第18条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届(様式6)を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

第7章 実験動物の飼養及び保管

(動物実験施設の利用)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、動物実験施設利用全般並びに飼養保管等のマニュアルを別に定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の導入、飼養および保管)

第20条 管理者等は、実験動物の導入、その後の飼養及び保管にあたり、飼養保管基準を遵守しなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(記録の保存及び報告)

第21条 管理者等は、実験動物保管台帳(様式7)を作成し、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、実験動物飼養保管等報告書(様式8)を作成し、学長に報告する。

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供する。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

第8章 安全管理

(危害防止)

第24条 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第25条 管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関してあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

第9章 教育訓練

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講しなければならない。

- ①関連法令、指針等、本学の定める規定等
- ②動物実験等の方法に関する基本的事項

- ③実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤人獣共通感染症に関する事項
- ⑥その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録は、5年間保存する。

第10章 自己点検・評価、検証

第27条 委員会は毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関し、自己点検・評価を行い、学長に報告しなければならない。

2 自己点検・評価の結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を実施するよう努めること。

第11章 情報公開

第28条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

第12章 罰則

第29条 学長は、本規程に違反した者の動物実験を直ちに中止させ、一定期間動物実験の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は委員会の助言を求めることができる。

第13章 補則

（雑則）

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第31条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

（附則）

この規程は、2019年10月25日から施行する。

（附則）

この規程は、2020年7月17日から施行する。